

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

経営者の「器」って？…

●器が大きな経営者とは？

最近、組織の課題について考える中で「経営者の器ってなんだろう」と思うことが良くあります。自分も器の大きな経営者や人になりたいと思うのは勿論、器の大きな後継者や経営者を育てたいと思うと、では、どんな経営者を「器が大きい」と感じるのかを整理してみました…

- ① **謙虚である。**他人の意見を聞く謙虚さを持ち、自分の思考を高めるためのメンターや師と呼ばれる人たちを持っている。つまり自分の狭い世界を守る頑固さではなく素直で柔らかく開けた心を持っている。
- ② **寛容である。**過去の過ちを許し前に進み人を育てることのできる価値観を持っている。ミスを犯したり裏切られたり、なにが起きても責任はトップの自分にあると捉えられる強い心を持っている。
- ③ **思考力がある。**物事を長期的、根本的、多面的に捉えられる思考力を持っている。一時的な渦や逆流に惑わされず本流・本質・本物を見極められる深い思考力を身に付けている。
- ④ **決断力がある。**真っ暗闇の中でも決断を下し行動に移せる勇氣を持っている。いくつかの選択肢の中から選ぶ選択力だけでなく真っ暗な何も見えない中で決断を下すことができる覚悟を持っている。
- ⑤ **実行力がある。**まずは行動し行動しながら思考し修正し決断できる。行動すれば結果が出る結果が出れば即座に選択を修正できる。目的は結果を出すことであり選択に躊躇は必要ないと知っている。

最初の二つはその人の在り方、後ろの三つは能力・資質なのかもしれませんが、私の感じる「器が大きい」というヒトの特徴はそんな人なのですが、皆さんはいかがでしょう？

●器を決める最大の要素は？

そんな器の大きさを表す特徴のレベルを決める最大の要素は何か？と考えると、それは『志』なのではないかと思ひ当たります。「野心」とは自分一代で成し遂げたいこと。“志”とは自分の世代を超えても成し遂げたいこと」という言葉がありますが、“野心”とは何かを得たいという自分のための夢（小欲、我欲）であり、“志”とは社会に貢献する何かを残したいという他人のための夢（大欲）なのだと思います。自分の人生の目的を自分で見つけるのではなく、世の中が自分に何をせよと問うているのかを知る、つまり“使命”を知るということにつながります。

成し遂げたい“志”があるからこそ、謙虚に広く他者の意見を取り入れ自分の世界を広げようとする
 成し遂げたい“志”があるからこそ、過去を許し人を許し、人を育て前に進むことを優先する
 成し遂げたい“志”があるからこそ、長期的、根本的、多面的な視点で物事の本質を捉えようとする
 成し遂げたい“志”があるからこそ、真っ暗闇の中でも恐れず躊躇せず決断する覚悟を持てる
 成し遂げたい“志”があるからこそ、結果を出すことに拘り行動・検証・選択を迅速に進める
 つまり「器の大きな経営者」とは「志、使命をもった経営者」ということになるのだと思います。

自分を振り返ってみても、サラリーマンから独立してリスクを取る事業主に、自己実現を目指す職人気質の事業主が志に目覚めヒトを残そうとする経営者に、さらに、志を繋ぐためにすべてを許し人を信じて前に進もうとする創業者へと…ステージが変わり高まるほど自分の器が変化し成長してきたのを感じ取れます。ただ、器が大きくなり視野が広がり思考が広がると、逆に、自分のちっぽけさと足りなさや弱さと軽薄さが身に染みてくるものだという事とも思ひ知らされます。すべてに感謝。

◆ 2020年の年末調整変更点について

2018年度の税制改正で決定した、所得税における「給与所得控除の引下げ」と「基礎控除の引上げ」が、2020年度から適用されたことをご存知でしょうか?適用に伴い、今年の年末調整から内容の変更が行われ、給与年収が850万円以上の方は税負担が増加する可能性があります。内容について確認していきましょう。

● 「給与所得控除・基礎控除」見直しの背景

かつての日本では1つの会社で定年まで働くライフコースが典型的でしたが、現在では働き方改革の推進もあり、フリーランスなど働き方が多様化しています。しかしながら個人所得税では、給与収入に高水準な所得税計算上の控除が認められています。そこで給与所得控除を見直し、どのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移していく目的のもと、改正が行われることとなりました。

● 給与所得控除の10万円引下げ

給与所得控除は、給与収入から一定額を控除する仕組みです。今年の年末調整から、控除額が原則10万円引き下げとなります。

給与等の収入金額 (A)		給与所得控除額	
		改正前	改正後
—	162.5万円以下	(A)×40%	55万
162.5万円超	180万円以下	(最低65万)	(A)×40%－10万
180万円超	360万円以下	(A)×30%+18万	(A)×30%+8万
360万円超	660万円以下	(A)×20%+54万	(A)×20%+44万
660万円超	850万円以下	(A)×10%+120万	(A)×10%+110万
850万円超	1,000万円以下		195万(上限額)
1,000万円超	—	220万(上限額)	

● 基礎控除の10万円引上げ

基礎控除は、すべての納税者に適用されます。今年の年末調整から、一律38万円控除から原則48万円に引き上げられる一方、高所得者の方に対しては、控除額が段階的に引き下げられます。

所得金額		基礎控除額	
		改正前	改正後
—	2,400万円以下	38万	48万
2,400万円超	2,450万円以下		32万
2,450万円超	2,500万円以下		16万
2,500万円超	—		0

● 給与年収850万円以上の方は要注意!

改正によって、どのような影響があるのか具体的に見ていきましょう。給与年収が850万円以下の方は、給与所得控除が10万円引き下がりますが、基礎控除が10万円引き上がるため、プラスマイナスゼロで影響はありません。一方、年収850万円以上の方からは、実質的な税負担が増加します。

【給与収入1,000万円の場合】

- ・改正前→給与所得控除220万+基礎控除38万=控除額計258万
- ・改正後→給与所得控除195万+基礎控除48万=控除額計243万

ただし介護や子育て世代の負担が増えないよう、今年の年末調整から「所得金額調整控除」が創設されています。年収850万円を超えていても、23歳未満の扶養親族がいる等の条件に当てはまる場合は、調整控除*が適用可能です。 *控除額=(給与等の収入金額－850万)×10%

改正に伴い、年末調整用紙の様式も変更になっています。また、今回ご紹介したお話以外にも、今年の年末調整から変更される論点がございます。詳しくは、弊社担当までお問い合わせください。

★ 悩める感染症第7弾！

まだまだ新型コロナウイルス感染拡大は止まらず、10月15日現在、世界では38,416,443名の感染者、死者1,090,641名。日本では90,140名の感染者、死者1,638名という状況です。経済活動の正常化はまだまだ遠く、勤務先への出勤とテレワークを併用している会社も多いようです。

● 変わる働き方！

新型コロナウイルス感染拡大の影響で働き方が大きく変わりました。勤務先でウイルスに感染したり、在宅ワークをしている時にケガをした場合に、労働災害補償保険（労災保険）の対象にはなるのでしょうか。

副業やフリーランスなど働き方の多様化が進むなか、労災保険の基本事項と注意点をレポートいたします。

● 手厚い補償内容

労働者が仕事や通勤中に病気やケガをしたときに補償を受けることができる公的セーフティネット制度が労災保険で、補償内容が手厚い制度です。療養のため仕事を休むと休業4日目から「休業（補償）給付」として、直近3カ月間の1日あたり平均賃金の8割を受取ることができ、「療養（補償）給付」では病院で治療した際の費用が全額免除となります。

従業員を雇用する事業所は労災保険に加入義務があり、保険料を全額負担する必要があります。パートやアルバイトなど非正規雇用の社員も対象となる一方、フリーランスや個人の自営業者は原則適用外です。

では新型コロナウイルスに感染した場合はどうなるのでしょうか。厚生労働省が4月下旬に出した通達では、業務が原因で感染した場合は原則として労災補償の対象になるとの見解を示しています。

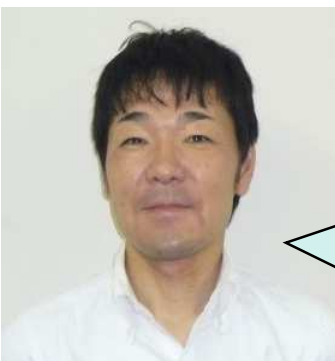
医療や看護、介護に従事する人だけではなく、複数の感染者がでた職場で働いていたり、多くの人と接する仕事をしていたりして感染した場合は労災補償の対象となる可能性が大きいでしょう。

実際に認定されるか否かは労働基準監督署が個々のケースに応じて判断します。例えば、仕事が終わってから繁華街に飲みに行ったりするなど職場以外で感染したことが明確かどうかなどを調べます。同じ感染症でもインフルエンザは流行時の感染者が多く、感染の原因が仕事かどうかの判断が難しいために労災補償の対象とはならないと思われまます。

● テレワークも対象！労災の範囲は？

労災の新規受給件数は2018年度で68万6,513件と5年前に比べ14%増えています。近年、増加傾向にあり、背景には60代以上の働くシニア世代のケガや、職場におけるストレスなどによる精神疾患などの増加があると見られています。

新型コロナウイルス感染防止のため自宅やサテライトオフィスなどで勤務する人が増え、テレワークを前堤に雇用制度を見直す企業出てきています。テレワークでケガをした場合に業務に関連するものであれば労災の対象となりますが、在宅勤務の合間に息抜きのため散歩に出たり、子供の保育園の迎えで外出したりした時にケガをしても労災の対象とはなりません。カフェで業務をしていてケガをした場合も会社が認めた場所であれば保障されない可能性が大きいと思われまます。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

仕事と私的な行為が混在する在宅勤務では、職場と比べて労災の認定は難しいと言えます。どこでテレワークをするのかを事前に会社と確認し、日々の業務開始と終了や中抜けする場合の連絡をすることが必要です。改めて在宅勤務のルールを検討して下さい。

今月の yoko-so



今月は、10/6(火)に行った
内定式の様子をお届けいたしま
す！
今年度は4人の新たな仲間を迎え
入れます！

変わらないは、つまらない。

内定式



マシユマロチャレンジ



10月6日に事務所全体会議の時間を使い、来年度から事務所の新たな仲間となる新卒メンバーを迎える「新卒内定式」を行いました。今年度は4人のメンバーが新たにTEAMyoko-soの仲間になります！

例年、内定式はセミナールームを使用して開催しているのですが、今年は新型コロナウイルスの感染を考慮し、セミナールームより広々としたオフィスでの開催となりました。

午後の研修では、チームビルディング研修の一環として「マシユマロチャレンジ」と「モチベーショングラフ」の作成を行いました。モチベーショングラフは作成後4～5人のグループで発表とディスカッションの場を設け、初めて聞くような内容があったり、その人の歩んできた人生を聞くことで人となりや改めて知ることができ、良い場になったのではないかと思います。

次号予告・お知らせ

10月に入り、やっと暑さが落ち着いてきたと思ったのも束の間、最近肌寒い日々が続き、寒暖差が激しい時期となっています。コロナウイルスはもちろんですが、インフルエンザにも十分気を付けて職員一同、健康を保ち、これから来る繁忙期を乗り越えていきます！

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「“野心”とは自分一代で成し遂げたいこと

“志”とは自分の世代を超えても成し遂げたいこと」

真の事業承継とは“志”を繋ぐことだと思います。何かを手に入れたための事業でなく、社会に何かを残すための事業。残すべきものは志を繋ぐ人財なのかもしれません。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 5 0)

★ 弊社では獣医師の先生方が動物病院を開業する際のサポートとして「動物病院開業支援サービスWAO！」を展開しております。診療圏調査から開業までを全面的にサポートさせていただいております。コロナ禍で緊急事態宣言下では先生方も先が見通せないため開業をためらっていらっしゃいました。緊急事態宣言解除後の現在、with コロナを踏まえ開業の問い合わせが多く寄せられております。我々もコロナ禍での新たな価値観に基づいた開業支援サービスに舵を切りました。ニューノーマルなビジネスモデルです。(NISHIO)

★ 今月あるお客様の経営計画発表会に、10年ぶりに参加させていただきました！10年の月日の中で、社長は会長に、部長クラスは社長、専務に昇格され永続するための組織をしっかりと再構築されてきました。承継した社長から、グループ全体として価値観を共有すること、未来にむけて人材を育てることを3代目の使命とする発信もあり、熱のある発表会となりました！振り返れば当時35歳、経営についての知識を口にはしていましたが…本質が見えていない若造でした。年を重ねるのも悪くないものです！(TOCHIKURA)

★ あっという間に10月になっていました。特に今年はコロナ禍でイレギュラーな思考・決断・行動が多く、気がついたら秋になっていたという感じで、今まで考えていた未来とは時間軸が曲がったように感じています。早くも来年の方針を決める時期となり、政府も忙しく電子化に向けて動いているためDXへの対応は外せない方針になると思いますが、「何をすべきか」と「何をしたいか」という熱情を大切に、次世代のメンバーが活躍できる、どこか遊び心があって楽しめるものにしていきたいです。(YAMAMOTO)

★ 気温が下がり秋めいてきたある日、夏の間は暑いヒルも出るので遠ざかっていた自分の体調判断基準ルートでもある丹沢バカ尾根のリハビリ登山に出かけました。50年前には植生衰退による裸地化と土壌流出により赤土の急斜面となって雨後はドロドロの斜面に苦労するバカみたいな尾根でしたが、平成に入り木製階段の整備や緑化事業や森林再生活動が行われて現在では樹々の茂る気持ちの良い山に戻りました。

四時、寝息を立てている家内を起こさないようにザックを持って家を出て、コンビニでコーヒーとサンドイッチと炭酸水三本を買って秦野の大倉登山口まで車で一時間。家内に「昼までに帰るネ」とメールを入れて



朝日の昇り始めた大倉を出発。心拍数を管理しながら休憩は取らずに標高差1,200mを2時間20分で登り切り山頂の尊仏小屋の珈琲で一服。下りは1時間半で下り10時15分に大倉に戻り、東名を飛ばして11時半に横浜の自宅に戻りシャワーを浴びて昼食を済ませて12時50分出社。心臓君もまあまあ元気に頑張ってくれています(笑) (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2020年11月12日(木) / 10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

第118回「事業承継事例紹介～それぞれの事業承継のカタチ～」

講師：株式会社横浜総合マネジメント

代表取締役 柝倉 恒敬

日時：2020年11月19日(木) / 16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム(オンラインでの参加も可)

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります